

P1. 韓日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)
資料集：対日講和条約に関する基本態度と
その法的根拠、1950

分類番号 723.1 JA
登録番号 76

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	フレーム番号
723.1 JA	76	政務課	1950	番号	始まり 終り
付 1950				C1- 0001	0006~0080

機能名称：韓・日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4) 資料集：
対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠、1950

一連番号	内容	ページ
------	----	-----

P3. 分類番号 723.1 JA 付 1950 登録番号 76 保存期間 永久
機能名称 韓・日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)
資料集： 対日講和条約に関する基本態度と
その法的根拠、1950
生産課 政務課 生産年度 1950

P4. 駐日代表部案
一九五〇年一〇月
対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠
対日講和調査委員会

P5. 東京都中央区京橋三丁目
大同ビル 国際法律事務所
一九五〇年一〇月
対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠
対日講和調査委員会
駐日代表部案

P6. 目次

- 一、 説明書
- 二、 はじめに
- 三、 韓日合邦条約無効論
- 四、 対日講和条約締結時の韓国の立場
- 五、 賠償
- 六、 掠奪品の返還
- 七、 韓国または韓国人と在日財産権に関する基本問題
- 八、 確定債権
- 九、 その他特殊な要求権

- 十、 在日韓僑の国籍及び居住移転問題（抄）
- 十一、 領土問題
- 十二、 対日講和条約の政治項「韓国章」及びその附属書（草案）省略
- 十三、 中心になる連合国と韓国間の条約（草案）省略

P7. 一、 説明書

この資料襍記は将来する対日講和問題に関係する資料を蒐集したものだが、或いは諸般資料の不備、或いはこの起案に参加した委員間に見解相違等で因して、この襍記の各項目の骨子と全文の理論が渾然一体ならない点〇〇が多く、ここに若干補充説明加えるものです。

まず第一の項目において

韓日合邦条約に対する有効論または無効論が対立していることを看取できるが、無効論においては 35 年間旧朝鮮総督により統治の認定事実に対しては旧朝鮮総督の「無権代理」という理論の下で、これを原則的に否認しながらも、社会秩序維持上に必要な総督府行政に限っては是認するという立論を過去日本の帝国主義的秩序論を認定することになる理念的矛盾に直面したと言え、

第二項目においては

P8. 対日講和条約締結時の韓国の立場において、韓国は中身のある利害関係国なのにもかかわらず韓国は調印当事国の資格がないという結論は、単に調印資格の妥当性、即ち韓国が対日戦争に参加しなかったという事実 — 実際は一部分だが海外に亡命した韓国人の中には、光復軍を組織して中華民国軍と協力して参戦した—に基因したものといえるが、一方では前記第一項目においての立論が不明性から来るものと思料されるものです。したがって第五項目に行っては、旧朝鮮総督府直轄機関または地方自治機関の各種日本人が管理しようが、公益法人の在日財産問題も「韓米間の財政及び財産に関する最初協定第五条」で認定された趣旨によって、韓国の権利はその財産の所在如何を問わず擁護されるべきであるにもかかわらず、連合軍最高司令部の対日経済政策上、または対日賠償政策上、制限を受けるだろうということは、その種の財産権に関して日本人の利権の存在を認定するようになった結果なので、連合軍最高司令部側から

1. 財産の結〇的要素を、団体の目的または公益性に置かず権利主体

P9. に求めようという法学的説から出るものです。そして第四項目掠奪品の返還要求、第九項目領土権確立問題、第八項目在日韓僑の国籍確認問題などは、韓日合併以後日本の侵略によって喪失した韓国のすべての民族的歴史的文化的各部門の原状回復という原則によって検討または決定されることなのでこれは歴史的考察下で一層より回復権に対する基礎と範囲を明白にしなければならぬものと思料されるものです。

檀紀四二八四年七月二十五日

大韓民国駐日代表部政務部

P10.二、 はじめに

太平洋戦争の後始末のひとつである対日講和条約も微妙な国際情勢を背景に近い間に締結の実現が濃厚になっているこの時駐日大韓民国駐日代表部はその負荷された特殊使命に鑑みて将来する対日講和会議に重大な関心を持つものであ

る。ゆえに駐日代表部はこれに対処するために駐日代表部政務課全職員と在日同胞社会から送出した数名の権威四名で対日講和に対処する準備調査委員会(仮称)を構成し、昼夜兼行で真摯なる研究調査を推進しており、研究調査の結果がわが祖国大韓民国の繁栄に小さな貢献さえできるならば、我々の光悦はこれ以上大きいことがないだろう。以上の見地から我々は研究の結晶である小冊子をここに纏めてみたものである。最後のこの小冊子の論拠は主に本国外務部編「対日賠償要求調書」を中心にしたし、そして一方で駐日代表部の対日賠償問題に関する本国の請訓を代行するという意味もすることを付記するものである。

檀紀四二八三年 月 日

大韓民国駐日代表部

P11.三、韓日合邦条約無効論(抄)

大綱

結論

韓日合邦条約は無効である。

但し国際秩序維持(時効の精神)または無理代理行動と追認で無効を主張しない部分もある。

1、強制で締結した条約の効力

- a,戦争の結果で締結される講和条約の強制の違法降脚原因
- b,条約調印者に加わる強制の違法性
- c,国家の消滅を内容とする条約締結に関する違法性

2、韓日合邦条約の無効

- a,一九〇五、一一、一七韓日協約は条約調印当事者を脅迫したので無効
- b,無効の韓日協約の効力を強制した第二、第三の強制である一九一〇、八、二二韓日合併条約無効の因果関係
- c,カイロ宣言に韓日合邦の強制性承認

P12.

3、韓日合併条約無効の効力発生

- 一、原則 一九一〇、八、二九に遡及し無効効力が発生する。
- 二、例外 黙認または追認で無効を主張しない。
- 三、重要事項の列挙

a,対人商権一九一〇、八、二九から一九四五、八、一五までその機能だけ停止

b,善意の第三者の利益 黙認、追認を主張しない

c,朝鮮総督の一般行政 無権代理の行為なので原則的無効だ。ただ〇〇できる。

ア、純全な行政面

I、朝鮮銀行券 旧韓国事務継承と準備金保護及び貴生活の経済行為継続で有効

II、税金 集団生活者の最高義務範囲内は有効
日本の侵略戦争のための特別税は無効

III、公債及びその他 韓国国民の権利のための〇債は有効
その他は無効だ。

IV、対日貿易 有効だ。

P13.

イ、司法面

一切無効だ。ただ道義的責任違反の反社会的犯罪者に対する判決は

追認する。

ウ、立法面

制令は一切無効だ。ただ社会秩序維持に必要な点のみ追認する。

一九一〇、八、二九韓日合邦条約(一九一〇、八、二二締結し八、二九発表した)が無効か有効か、または取り消しできる不法行為かという点を**考察**しよう

とする。まずこの条約が無効だという結論を出し論展しようとする。

ただ条約自体の無効と、その後の軍事占領及び無権代理の権利行使の継続、即ち最初に加えた強制の持続の内、国家秩序に与えた事実上の第二次的、第三次的効果、全部に無効を主張するのではなく、再び「対人商権」を除外する継承的秩序維持を持続した、善意の管理者の行動まで無効だとも主張しない。

それは国際法の最高理想である世界国家形態が完成するか、国際法の超国家的法規

P14. 範々を完全に**発揮**する時でも、法が社会生活の秩序維持を根本目的とする限り、一定な期日既成事実の持続が社会秩序の安全を維持する時には、かえってその結果を与えた原因が彼**比**如何より、人類社会の平和と安全という現実に置重するので、一般法秩序においても「時効」という規定の下で、このような点を○正しているのである。そして再び国家の独立や消滅が、他国家の承認如何だけでその国家の事実上の存在が左右されるのではないが、他国家らの承認が長久な期日を過ごす間なかった既成事実が、結果的に国際秩序を確立した時には人類社会全体の幸福のために、この既定事実^に法の効果を付与するのが妥当である。韓日合邦条約それ自体の無効を主張すると同時に、無効の効果が対人商権においては勿論、原形回復(**Natural restitution**)やその他の権利は、全部が原状回復と主張しないで、無権代理行為の追認で個別にその効力を決定することが○○○と考える。

1、強制で締結された条約の効力

条約というものは国家間の合議時合議といえは二者以上の当事者の自由意志

P15. の合致を言う。しかし実質上内容においてこの合意というものが、外形上文書上の表現だけに限定したものがあつた。したがってその締結が強制命令であり、締結において**結果に問題**が提起される。即ち条約は**締結過程**に瑕疵がある時、**条約自体の無効を主張**できるかということが**論議**される。また継承等実際の条約締結の自由という時、**実質**的自由ではなく事実上自由の○○だ。したがって条約の瑕疵有無は事務上も自由に対する強制または強迫の有無によって決定される。通説に条約締結の自由に対する強制または**強迫**が、締結当事者である**自然人**の行動に加えられた時には、その条約自体が無効だ。条約締結当事国家全体に対する強制または強迫は、その条約自体が有効だという。そしてその**理由として**戦争の結果として締結される講和条約において、賠償または将来に対する加害の担保を敗戦国に承認させることで、初めて条約が締結されるゆえに、**この条約の**強制または強迫は、相手側の承認で有効だとした。この国際間の法理論は事実、問題の発展過程において、強制を理由に、瑕疵ある条約を全部無効、または取り消しできるものとするならば、かえって国際秩序に混乱が発生することを国家平和の実利に立脚しても、このような条約を無効にできないとした。即ち条約に加えた強制または強迫の違法性は認識するが、その違法性を国家秩序維持また自己に加えられた加害の救護、或いは将来の危害に対する補償という自

P16. 衛から違法阻却原因とする。

大略強制或いは強迫が条約締結の瑕疵という理論の根拠は、近代国際法特に国際司法裁判所規定第三十八条の「法の一般採用」及び国際連盟規約第一〇条等

大きく発展を見たが、その研究対象が大概講和条約またはそれに準ずる条約である。しかし私は条約において強制或いは強迫の違法性の効果は、講和条約ではなく併合条約から明確に説明できると考える。

即ち講和条約で強制がある程度が**隋**拌するのは、戦争の本質から発生する必然的現象のひとつである。戦争が国際紛争の解決手段のひとつという点を否定しない以上、戦争を終結させる手段と方法である講和条約でもある程度の強制を許容しなければならないだろうし、また戦勝国としては戦争の賠償と将来に対する侵略の補償として要求する点を、敗戦国に容認させるのに強制は許容されなければならないし、再び双方の強制である戦争行為の延長及びその差額としても講和条約に加えらるべき国家的強制は衝平方上からも許容されなければならない。このような点において講和条約締結に関する国家的強制が有効だという論理も肯定できる。しかし合併条約は戦争を前提にした時にも、一国家の消滅を招来する武力占領の継続であるゆえに、その条約に加えられた強制或いは強迫は、相手**(対?)**的ではなく絶対的な点が衝平方上から

P17.も、その条約を有効だとはいえないし、再び合併条約が戦争を前提とせず漸進的に一国家の機能を特に外交権と司法警察権を武力で剥奪した後に国家全体を武力で占領し、国家機関を脅迫して締結した条約の「強制性」は、当然その条約を無効とするものだ。即ち強制で締結された条約の効力は条約締結当事者に強制を加えて締結された時は勿論無効だが、戦争のような双方の強制の延長ではない即ち原因のない強制は、それが国家全体の加害として締結されたとしても条約は無効と論定する。

2、韓国合併条約の無効

一九一〇年八月二二日韓日合併条約が締結された。韓日合併条約が国際法上無効という理由を説明する。一九一〇年八月二十二日韓国という国家がその主権を完全に瞬間対内対外に**早穩**したという歴史的な事実関係が、この条約締結に加えられた強制強迫がどれだけ甚だしかったかということ、何よりも雄弁に物語ったものである。

まず段階的に一九〇五年十一月十七日の韓日協約の強制性から話す。

韓国の外交権と行政権を停止させる実質的国家消滅のこの協約の締結において強制を日韓の記録だけでも十分にその違法性指摘して余りある。

即ち日本外交情報第九卷第五号「韓日協約と強制問題」「有賀長雄述」

P18. a,一九〇六、六、ニパリ法科大学講師レイ氏「韓国の国際法上の地位」という論文で

「韓日協約は精神上肉体上の強制を韓国政府に加えて締結されたものだ。即ち日本主権伊藤及び**范**公使は護衛と騙して日兵をつれて韓国宮中に侵入し、韓国国王及び各大臣を強圧して調印したものだ。大臣は二日間抵抗した末に不得意にしたものだ」

b, 一九〇五、五、十一

一九〇五、十一、十六韓国内国会議が五時間もかかっても結論が出ないので、伊藤は日本駐屯軍司令官長谷川大将を随伴して、自己みずから会議席上に入り、再び五時間の猶予期限をやると、その内大臣一人が途中で退去しようとした時、日本全権はこれを制止し、協約調印を承認する時まで自由を与えた、以上二点を日本の学者である有賀長雄氏は率直に認定しており、またその後の日本人もこの点を反証しなかった。即ち強制者である日本自体が一九〇五、十一、十七の韓日条約で韓国の外交権を剥奪するにおいて公邸及び各大臣を「直接脅迫」して**機械**的に署名させた事実を明示している。こうして締結された韓日協約は、その次には第二次的強制の継続で、一九一〇年六月二十四日警察権を掌握した後、韓国政府及び政府大臣は獄中の囚人のように自由がないだけでなく、**血眼**の充満した日本の憲兵と昼夜で看視する日警に

P19.刻々生命の脅威を受けていたので、このような直接脅迫の下で署名した八、二二の韓日合邦条約は到底自由に締結された条約なので有効とは言えない。併合会議場においての軍隊と憲兵と警察の強制が、韓国が日本加えた何等の強制もなく一方的であり、原因ない強制である点から合邦条約が無効なのであり、再び百歩を譲歩すると言っても、合邦条約時の強制をもたらした一九〇五、十一、十七の韓日協約が、条約締結当事者に直接脅迫を加えた強制である故に当然無効なもので、この協約に準拠して外交権、行政権、警察権を掌握した日本の強制は立法規定に過ぎないので、韓国合邦条約というものは既に条約の性格を喪失したものと同時に**如比**した条約が有効だとは誰も言えないのである。ただこれは日本の完全な軍事占領の開始を外形上条約締結という形式を取ったものに過ぎない。この点は再び一九四三、一〇、三〇三相会議公表文の内、「米英ソ政府は一九三九、三、一五ドイツがオーストリア国に対して強制した合併条約を無効と認定する。右政府は右期日以後オーストリア国で発生した変革から右政府は**少しも**拘束受けないものと認定する」強制で成立した合邦の無効を宣言したし、再びその無効の効力発生を合邦した時にした。ただ一九四三、一一、二七カイロ宣言で日本国に駆逐された地域を「暴力で**横取り**した地域」として、韓国を**併合したのは**、韓日合邦条約が日本の暴力で締結された点を明示している。

P20.即ち強制合邦の無効論は法理的問題だけでなく、現実においてその無効の実践が、今次大戦後オーストリア、アルバニア、エチオピア、韓国等で実現された。

3、韓国合邦条約無効の効力発生

韓国合邦条約は上記のように「無効」だ。だから韓国合邦条約として発生したその後のすべての事態は一九一〇、八、二二に遡及して無効であるだろう。しかし無効の効力発生若干の国際慣例上の黙認或いは追認が必要だ。

a,対人商権

対人商権即ち韓国民の国民としての基本的権利義務の表現である国籍は合邦条約で喪失したのではなく一九一〇、八、二九から一九四五、八、一五までその機能だけを停止○した○で、対人商権は韓国合邦条約の効力の如何を問わず、その本質的権利義務は継続している。だから韓国国民の国籍問題は対日講和条約の有無と無関係に自動的に機能を行行使するもので、また日本に居留希望者も国籍選択権如何の問題はなくならなければならない。(日本に居留する者の対日講和条約と居住の移動問題は必ず生じる。この点は他の機会に隔述する)

b,善意の第三者の利益

P21. 韓国合邦条約の日本の強制で無効だ。国際関係において善意の第三国の国際法上、不法行為以外で取得した利益は国際慣例から見て有効だ。第三国は事実上韓国合邦を承認して来た。その承認が日本の欺瞞行為での承認なので、取り消しできる瑕疵の承認だ。しかし国際間の法秩序維持が国家紛争を避ける秩序維持に重点を持っているゆえに、このように瑕疵のある承認でもこの承認が取り消される時までの行為は有効で、その無効の効果は取り消した日から以後に発生するものだ。ただここで注意する点は一九〇九、九、四清日間の「間島に関する協約」のようなものは当然無効だ。

c,朝鮮総督の一般行政

朝鮮総督は占領軍司令官であり、その一般行政は軍政があるから、一般行政と言っても司法立法を**総補**するものなので、至極広範囲にわたるゆえに、ここでは講和条約に係る賠償または現物返還及び債務関係、その他請求権に限って論述しよ

うとする。

一、純全な行政面

ア、朝鮮銀行券

通例で占領軍は軍票を使用する。

朝鮮銀行券が軍票なのか、政府保証の兌換券なのかという点の意見に相違があるだろうと信じる。

私は朝鮮銀行券が旧韓国政府が発行した一切の事務を継続して発行した点において再

P22.

び準備金を保有した点と、その責任所在が朝鮮銀行にあり、この銀行券が他国の貨幣の一定なレートで交換される点において政府保証の兌換券のようなものと認定することで朝鮮銀行券を有効と考える。(朝鮮銀行券が有効だと言っても、日本がこの朝鮮銀行券を使用することで発生した、すべての一般経済搾取は、別にその効果を規定することになる)

イ、税金

税金はその用途目的が、一般人民の身体財産の文化厚生事業及び一般事業費に充当されるのが普通だ。そして税金はどんな社会かを問わず集団生活の個人の最低義務だ。だから原則的に有効だ。ただ特殊な税金及び賦課金即ち日本の侵略戦争を目的にしたり、または純全たる占領に充当する目的で制定されたものは無効だ。

ウ、公債及び政府債券

韓国内の一般産業復興を目的としたものは有効だ。戦争を目的にしたりまたは日本国の火災地変の復興を目的として発行したものは一切確定債券として日本に清算を要求する。

エ、対立貿易

経済交流は人間生活の必要条件であり対○交換なので有効だ。

ただし国際法上不法行為がある貿易はその価値差に補償を(損害賠償)要求する。

P23.

一、司法面

軍政下の裁判の効力は一切無効だ。ただ一般道義的責任に違反した反社会的犯罪に関する裁判は追認でその無効を主張しないが、軍政及び日本国策の施行を目的にした一切の裁判は無効だ。特に韓国併合を正当化しようという意図から発生した一切の拘束、罰金、体刑等に関しては相当の賠償を要求しようとする。

二、立法面

朝鮮総督の制令は一種の軍令だ。韓日合併条約が無効である故に、日本天皇の韓国内でのその命令を行使する正当な権限者ではない。この権利者は日本天皇の委任を受けて発令する朝鮮総督の制令は無権代理の命令なので制令は無効だ。ただ無権代理の命令規定で、また強制的継続としても三十六年間という長い期日を経過したので、制令下で社会の秩序が維持される規定事実を制令の無効だけで、その秩序全部を転覆することはできない。即効的性格で国際道義に違反しない点は追認で、その無効を主張しない。

P24. 参考

本無効論において「社会秩序維持」と言うのは、次に日本の満州及び中国侵略の兵站基地化しようという、或いは太平洋戦争の軍備拡大補給基地化しよう等の侵略のための既成社会秩序維持を言うのではなく、一般国家の概念から発生す

る国家及び人民の一般生活に関する社会秩序維持を言う。

付記 韓国合併条約の有効無効に関しては他の意見もあるので、ここに付記する。

一、全面的有効論

二、無表論

無表論には韓国合併条約は国家機関に対する直接の脅迫(史実)に因って自由意志がないので無効だ。しかしその後国際社会の承認という国際法の○確定において有効だ。ただその承認が取り消された時(一九四一.一二.八、一九四五.八一五、一九一五.九.二)から将来に向かって無効とする。

四、対日講和条約締結時の韓国の立場

一、第一次大戦後

A. 対独講和条約でドイツの敗北でドイツ領土から一緒に独立したポーランド国

P25. が直接本条約締結当事国になった。または独立の一部、独立ではなくあの第一次大戦の結果として独立したチェコスロバキア国も **これまた**「独立を承認する」と宣言の規定だけして、その実は各々戦勝国の立場から対独講和条約に同盟及び連合の一員として行動した。

B1. 対オーストリア講和条約前文に「中心になる同盟及び連合国」(米英仏日○) **によって**君主国領土の一部に合併した「チェコスロバキア」国を自由独立及び同盟国として○○が承認するのか」または前記諸国はオーストリア君主国領土の一部分とセルビア国領土を結合することを「セルブ・クロアート・スロベーン」国という各種下の自由独立した同盟国として承認するのか・・・」これら国家の政府に対して正義と衝平に合致する○○的基礎を付与する必要があるのだ」として、チェコスロバキア国またセルブ・クロアート・スロベーン国は直接条約締結当事国になった。そして同盟四十六条第五十七条で「同盟及び連合国が任意に取った措置に従って・・・完全な独立を承認する」として本条約でオーストリア国の承認を規定した。

B2. 対ハンガリー講和条約には前文に何の規定がなく、事実第四十一条でセルブ・クロアート・スロベーン国の独立、第四十八条でチェコスロバキア国の独立を承認して、この両国がすべて正式条約調印国になった。

即ち B1. B2. オーストリア、ハンガリー君主国に対して交戦国家でないのに直接講和条約調印国になった国はギリシャ、ポルトガル(以上国交断絶)キューバ、○○○○とポーランド、セルブ クロアート スロベーン、チェコスロバキア以上七ヶ国だ。その内、ポーランド国の調印は法的根拠より政治的根拠が大きい。

二、第二次大戦後

A. 対伊講和条約にはその前文には何の規定もなく本文第二七七条で、アルバニア国第三十三条でエチオピア国の独立承認という規定だけある。

連合国全部や調印国でなく単純に講和会議に参加した国家がアルバニア、オーストリア、キューバ、エジプト、イラン、イラク、メキシコ、豪州の八ヶ国であり、特にアルバニア、オーストリア両国は今大戦の終結で独立を回復した国家である。多数国家が講和条約締結する例は第一次大戦の現象であり、第一次大戦後と第二次大戦後の調印国の構成が違う点は、前者は形式上全参加国会議主義を取ったが、その内容は米英仏白日の五大強国で一致した点を全体会議に提出し、形式的全体一致を見た後で準備会議が

P27. 僅か六回に終わり、小国は各委員会でご自己に関する意見のみ陳述しただけで、全体会議でも草案を票決が定まらず、その草案全部はドイツに提示する前日の全体会議で初めて発表した。そして後者は米英仏中ソの五大国が理事国になり、初めから大国中心主義で、

全体会議を形式上では認定しないだけでなく、この五大国間でもイタリアと直接戦闘があった国家と言って、米英仏ソの四理事国、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーに対しては英仏ソ三理事国、フィンランドは英ソ両理事国だけが、随時利益関係事項だけその関係国を招請して草案を作成し、各々相当な兵力で積極的戦闘を連合軍と言って、上記五大国他十六ヶ国で構成した会議に草案審議を勧告し、審議した後最終の決定もこれまた上記四、三、二の各国家間で好き勝手にしてしまい、条約効力発生も四、三、二国の批准だけで直接発効すると言った。対日講和条約において米英の態度が、ソ連の妨害工作の予防策として色々な方法を講究したが、対伊講和条約時の四、三、二式より多数次方式で行くうだ。

今次大戦で対日宣戦布告した国家はアルゼンチン、豪州、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ベルギー、白ロシア、カナダ、セイロン、チリ、中国、キューバ、チェコスロバキア、ドミニカ、エクアドル、エジプト、シンガポール、エチオピア、フランス、ギリシャ、グワテマラ、ハイチ、ホンジュラス、インド、イラン、イラク、イタリア、レバノン、リベリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、シリア、

- P28.** トルコ、ウクライナ、南アフリカ、ソ連、英国、米国、ウルグアイ、ベネズエラ以上五十ヶ国で、対日休戦条約調印国は米英中ソ仏、カナダ、フィリピン、○、シンガポール、スペイン、オランダ、加(?)、インド、パキスタン、ビルマの十二ヶ国が一九四五年九月二日以後急変する極東情勢において米ソ英中四大国中心主義は○○○○して、また対日休戦条約参加国案も現実に符合せず、結局極東委員会構成が中心になるように見えた。ここで韓国の立場は今後極東委員会に参加するなら別問題だ。そうでない限り対日講和条約の調印当事国になるのは難しそうだ。ただ対日講和条約締結前に太平洋軍事国間に締結される可能性が濃厚で、再びこの同盟が結成されないとしても日本の安全保障が重要な立場から対日講和条約が**結ばれる○○**、韓国の発言権も対日講和条約への重要視とは言えない。われわれはこのすべての政治的立場から対日講和条約に**対する**韓国の立場を有利に誘導して、対日講和条約に規定される事項として韓国内の対日感情を
- P29.** 緩和して将来の韓国安全保障と韓日間の善隣関係を保持しなくてはならないだろう。

五、賠償

元来敗戦国の賠償責任は開戦責任と関連性を持ち、その対象は戦闘行為賠償と戦時特別措置上の損害賠償に分け、前者を純全たる賠償即ち交戦法規違反の賠償とし、後者をその他の補償とする。しかし広範囲に賠償という時には、この両者の外に占領○○○会費用、割譲地域内の公共物等を含み、再び消極面があり請求権の放棄もある。

第一次大戦後対独講和条約二三一、第二三二両者で戦争の結果として発生した一切の損害及び損失に対して、ドイツが責任取ったり特にドイツ国の賠償能力を斟酌して、現実的に戦勝各国の一般人民及びその財産に対する損害に限って賠償するとしたし、第二次大戦後対伊講和条約第七十四条には賠償の意義に何ら規定もなく、直接各国が賠償額とその支持方法だけ列記している。

即ち賠償請求原因が明瞭でない点と賠償が如何なる補償の損失、または損失に対して如何なる範囲と程度にわたるかという点が明瞭でないので、賠償に対する観念把握が難しい。再び対日講和条約に関する最近の米国の態度は特に一九五〇.一〇.五ワシントン **UP** に依ると「一九四五年九月以前の日本の行為に対する賠償要求は一切撤回しようとする」再びその例外として連合軍は各々自己領土内に残存する日本の財産を差し押さえることができるし、ここから出る収益で戦争中日本が連合軍財産に加えた損害に対する各々自己国民の賠償要求に

P30. 充当できる」とした。勿論通信だけで断定できないが、米国の意図が賠償撤回にあるということは確信したことがないので問題にならないが、連国内にある日本財産に賠償というその賠償の原因を連国内財産だとして、戦争で発生した人的損害を賠償対象から除外した点に特色がある。このように賠償要求に関する態度の変化は法律的基因より政治的基因が多いものなので、その実践には具体的個別的に推定しなければならない。ただ第一次大戦後に(第一次大戦までは賠償の観念が戦争賠償だった)各講和条約で認識し、また実行した賠償責任の所在を総合すれば

- 一、戦争行為で戦勝国一般市民の死亡及び負傷に関する本人及び被扶養家族の損害
- 二、残忍、凶暴、虐待また犠牲を受けた戦勝国国民及びその被扶養家族の損害
- 三、健康、活動力、名誉を害する一切の行為に犠牲になった戦勝国国民及びその被扶養家族の損害
- 四、捕虜に対する各種虐待から発生した損害
- 五、戦争のせいで傷病不具者の軍人及びその被扶養家族に対する一切の恩給及び一切の補償金
- 六、動員者、軍務に服従した者の家族及び被扶養家族に対する戦勝国政府の給与
- 七、正当な報酬を受けられず労働を強制的にさせられて発生した一般市民の損害
- 八、一般市民に賦課させた賦金、罰金その他これに準ずる強制徴収の形式で受けた損害
- 九、軍事的な工作物及びその材料を除外した戦勝国国民に属する一切の財産として搬出、差し押さえ

P31. 割譲破壊による損害と対敵行動軍事行動の他直接結集で受けた損害で、以上のように「陸戦の法慣例に関する条約」(一九〇七.一〇.一八○海外)第三条を基幹とした一般交戦法規違反を賠償責任として、特に一般住民の人的○害に○重している。大韓民国が日本に要求する賠償は上記のような戦闘行動を直接原因とした点は至極少ない。そして一九一〇、八、二九の韓国合併条約が○○○○○○○○○○発生する○○○○○○○○○○○とって賠償というのも難しい。ただ一九〇五、一一、一七以後日本の侵略を目的として独立運動者愛国者に加えた一切の損害の賠償要求は賠償的性格を持ったと考える。

(ただし実利においては対日講和条約外の付属条約で要求することが良いようだ)

[参考] 第一次大戦後対独講和条約第五八条、六三条アルサス、ローレンヌ人の賠償要求外○○○○○○○○第三○○○○○○戦争及び太平洋戦争に基因した人的物的被害」の説明書○○○○の「被○○○○○○受者」は戦争の結果として来る賠償の項目に規定するより○○○○○○○○○○独立させる性格が濃厚だと考え、この項目に規定された賠償○○○○○○○○○○○に対する○○○損害全部を規定することが可能かと考える。

六、掠奪品の返還

通例掠奪品といえば

P32.(1) 戦勝国または敗戦国と外交断絶した国家及び敗戦国が、不法に○○していた国家及び特殊関係がある地域で、敗戦国○○○の領土内或いは自己が支配できる地域内に移転させたもので

(2) その移転が奪取若○掠奪等の○○または○○でなり

(3) 現在敗戦国内または第三国内にある、その現○○○者が敗戦国主権下にある者○○その現品が現存し、またその現品を識別できる物品を言う。

即ち一般講和条約で規定される、いわゆる掠奪品が実際において「強制○○」と

する国際法上の不法行為が現物返還の認定した要権となる。○○○○○○○
 点は国際的な不法行為の規定である。
 国際法上の不法行為の取扱裁決は以後国際簡易裁判所の判決に順じるもので
 国際司法裁判所規定○○八号の各項の違反を指摘する○法○○○○○
 上不法行為の結果に関する○○○の覚書○法を定め○○○○○○○
 不作為以前の原状回復とは、それだけを原状回復できなかった時、再び原状回復
 が完全に履行できない時、履行不能の領○賠償の貴件が発生する。
 再び原状回復現物返還は国際法一定法律確立○○○だけでなく合法的○○○
 も物件によって返還したものがある。
 即ち第一次大戦後

P33. ④ 対日講和条約第二四五条にフランスに対しては一八七七年一普仏戦争で掠奪した物品の返還を、第二四六条第二四七条では第一次大戦開戦前にも正式売買で移転した物品の返還を規定している。

⑤ 対オーストリア講和条約第一九五条で、過去その支配国であれポーランド国、チェコスロバキア国に返還要求をできる物品で、同第八編第二三付属書に列挙した中には、正式売買品としても民族文化の象徴になる歴史的物品及び必要な地図及び原版を列挙した。

⑥ 第一次大戦後対伊講和条約第十二条、第二十四条、第三十七条等では単純な移転でも掠奪品の規定の中に加えている。即ち占領中、占領地で掠奪して来た物は勿論返還するという先例は遠くナポレオン戦争の時から広く施行されたし、特に美術品、歴史的考古的

物品においては原所有国の国宝的存在であると同時に民族文化の象徴である故にその移転が不正行為でないとしても現物返還することが最近の傾向だ。

そしてこのような特殊な物品の移転は、その期日が開戦日と関係ない。その物品が移転したという事実だけで個別的に規定されている。
 例を挙げると対独講和条約第二四五条で一八八〇～七一年間の遡及(同二四六条二四七条)、対オーストリア講和条約第一九三条の遡及同第八編第一、二、三、四付属書の各支配国は支配開始日、即ち一七七八年(ナポリ)、一七九二年(ナポリ)に遡及したし、第二次大戦

P34. 後対伊講和条約第十九条、第二十四条、第三十七条付属書第四の交戦開始以後と対ハンガリー講和条約第二十二条の対ユーゴ及びチェコ国に関する一八四八年遡及している。対伊講和条約第七十五条には開戦後である一九四三年一月五日即ち「財産回復に関する宣言」日を起点としたが、一般通例は開戦日を起算日にしている。(ベルサユ講和条約第二三八条)

今度の対日関係においては一九四五年九月二十二日「降伏後の米国の対日方針」に掠奪した財産は掠奪品であることが判明した限りその一切を、完全にそして直接返還しなければならない」とし、その後一九四六年四月十九日 SCAPIN 八八号掠奪した財産没収及び報告に関する覚書で、一九三七年七月七日(中日事変開始日)以後日本軍が占領した地域で掠奪した財産で、現在日本に残るすべての物品の返還を命令したし、再び説明規定として掠奪というのは「強制没収、剥奪、掠奪等の不法行為で取得した物である。その取得が日本の法規に依っていても法律の形式を踏んだ手続きでされても、またはその他の方法でされたかを問わない」とした。そして一九四七年一月二十七日「日本帝国政府が保管する一切の掠奪貨幣の目録に関する覚書」及び一九四七年二月二十五日「日本にある一切の掠奪考古学的標本に関する覚書」(外 No 一〇〇)で、貨幣

P35. 及び考古学的物品の返還は別にした。
 再び重要とした一九四七年三月二日 SCAPIN 一方五四号に掠奪財産の没収及び報告に

クロアートスロベーン、チェコスロバキア、ウルグアイ、シヤム以上二ヶ国を合わせた二十七ヶ国国民を言う。そして事実上の自治国だったカナダ、豪州、南ア連邦、ニュージーランド、インドは英国として各自治領代表を調印させたので統合三十二ヶ国国民になる。特に対独講和条約から新生国家チェコスロバキア、ポーランドの国民及びアルサスローレンヌの住民でフランス人になる者に関して説明する。第六条にアルサスローレンヌ人(自然人及び法人その他全部)の一九一八年十一月十一日即ち休戦条約締結当時に所有したドイツ国内に所有する一切の財産権利及び利益はアルサスローレンヌ

P38. 人に還付しなければならない。そして再び第七三条で一般連合国及び同盟国国民と同一の取扱をすることを明示した。チェコスロバキア国民及びドイツ両国民のドイツ内所有財産に関しては特別な規定がなく第八六条第九二条に各々ドイツとの他の協定で定めるようにした。ただドイツ内に居住するチェコ人、ポーランド人の国籍選択結果から来る退去と財産規定として、第八五条第九一条で不動産の保有および動産の携行だけを規定したので、この両国人のドイツ内所有財産は第二九六条第二九七条の同盟及び連合国国民の財産権利及び利益の原状回復規定の適用を受けず、一般ドイツ国内法に準拠して戦争で受けた被害の補償もなく、退去のようにする動産移動に関する特殊税以外に一切の免税もない。勿論彼らの財産は戦時中戦時非常措置が敵人の規定下に施行されなかった。対オーストリア講和条約第二四九条にも上記○と同一な規定がある。

P39. B 一九四七年二月十日対伊講和条約

第七十九条の規定においてイタリア内にいる連合国及びその国民の一切の法律上の権利及び利益は一九四〇年六月十日即ちイタリアの参戦日現在の原状回復(**Restitution**)をし、その他の一切の財産は現物返還をする。**(Restitution)**ただし現物返還を出来ない時、またはその現物の損害を受けた時は、それと同じ物件を買い入りするか、または補償するのに必要な金額の二分之二をイタリア領で支払いしなければならない。ここで注意する点は

1. 連合国の財産補償が本条においてはただ「戦争の結果」(**Do result of the war**)として漠然な点にある。しかし本条約事案の内、英国**決**第八六条にはこの「戦争の結果」に解釈を加え(**as used, this article, the phrase "as a result of the war" included the consequences of any action taken by the Italian Government or any action taken by any of the belligerents, any action taken under the armistice of Sept.3.1943., and any action or failure to act caused by the existence of a state of war**)

P40. としてイタリア政府が取った一切の行動は勿論、全交戦国の行為(戦闘行為)、休戦後の一切の行為、戦争状態では一切の行為と**失策**等を擁護した。したがって一般国際法上常識になった戦勝国及びその国民の財産が敗戦国内にある時、敗戦国が「敵産管理」即ち戦争遂行上の経済措置として発生した戦勝国及びその国民の財産に損害賠償ということは、通例でより広く規定し、その財産の損害が一切の交戦関係一直接か間接か一を原因とした全交戦国家の行為全部に対する損害賠償を規定している。したがって連合軍の爆撃で損害を受けた時でも勿論、ここに規定される補償の対象になるのだ。

2. ここで言う「連合国国民」(**United nation nationals**)というのは、一九四七年二月十日対伊講和条約が発効する日(米英ソ仏四ヶ国の批准寄託日)、連合国の国民である個人またはその法令で設立された会社組合を言い、再び一九四三年九月三日対

伊休戦争条約時にも連合国民だったことを要求とした。そして再び付言し、戦争中イタリアがその法令で「敵」と取り扱った者を含むとした。即ちイタリアから「敵」と取り扱われなかった者はここで言う連合国民ではなく、その反面休戦時や本条約発効時に連合国民ではない。外交断絶国のように戦争中、イタリアから「敵」と取扱を受けた国民は本条で連合国民として取り扱う。ここで付言することは事実

P41. 上降伏の期日と休戦条約締結が時間的に相違するので、即ちパトリオ政権樹立が一九四三年 月 日で休戦条約日は一九四三年九月三日である。その間で枢軸国民や或いは中立国民が連合国民になった時には、戦争中にイタリアが敵と取り扱わなかったとしても、本条で連合国民になるものだ。

3. ここで言う財産と言うのは、有体財産は勿論工業保有権著作権その他無体財産を含み、したがって動産不動産及び財産に関する一切の権利及び利益を言い、再び連合国及びその国民の所有とか、または連合国領域に登録されているか、または連合国の旗を掲げて航海する船舶で一九四〇年六月十日以後イタリア官憲の管理下にあったとか、または連合国人の手から離れている物を言う。特に船舶に関してはこの講和条約第十七条属書が補償審^訴及びその判決において、イタリアの態度を有効と認定したにも拘らず、本条約の規定においては捕護審検所で正当な手続きを受けていようがいまいが一切の没収を無効としたし、また実行した。

またこの財産の可分不可分を問わず連合国人の所有或いは権利の一部に限定されたもので、その利益の比例にしたがって補償し、再び一九四三年九月三日以後戦争で発生する一切の経費負担、または占領費賠償としてイタリア政府及び官憲が賦課させた一切の例外的課税も、或いは免除する。

C 日本にある連合国及び国民の財産

P42. 一九四五年九月十三日 **SCAPIN** 第二六号で「連合国及び枢軸国財産保護に関する件」が發布されその内容は、一九四一年十二月七日即ち開戦日現在で、連合国及びその国民の全部、または一部を所有、または管理する一切の財産及び会計帳簿、その他の記録を、良好な秩序の状態及び条件下で、日本政府が保管すると同時に一週間以内に **SCAP** に報告することを命令した。(参考一九四五年日本大蔵省令第八〇号第一〇一号第一〇二号で全国財産保存に関する件、及び一九四六年六月日本大蔵省令第一二〇号外国人^出資報告に関する件)その後一九四六年五月六日 **SCAPIN** 第九二六号「連合国人にその所有在日財産返還手続きに関する件」が發布され、その内容が現在日本国内に居住するか、または日本に帰還する連合国人個人の請求がある時、日本政府は一定の手続きを経て一九四七年三月七日現状への回復を命令したもので、特に原所有者が現物返還を受けたとしても、その間発生した積極消極に関する補償要求は別にできるとした。(同第三項)これに準じて一九四六年五月三十一日日本政府は勅令第二九四号で『連合国財産返還に関する件』(その後一九四七年十二月八日勅令第四六号で若干改正)一九四一年十二月一三日「敵産管理法」法律第九九号及び同施行令(勅令第一一七九号)及び施行細則(大蔵省令第七六〇号)第一条規定財産の返還を規定した。

即ち以上を要約すれば **SCAP** が日本国内にいる連合国及びその国民の財産、権利及び利益は一九四一年十二月七日で原状回復を要求し、現在原所有者が日本に居住してもその原所有者が返還を要求する時は、講和条約を待たないでその権利回復を実行しており、その他は原所有者が返還要求をする時まで、日本政府が良好な条件下で保存するようにした。即ち講和条約までの暫定措処を命令しただけで、原状回復が不可能な時、またはその他損害に関する補償の方法をひとつも規定しないで、全部が講和

条約で決定されるようだ。

ここで

- 1, 連合国というのは、一九四五年一月三十一日 **SCAPIN** 第二一七号で規定した連合国というのは即ち一九四七年一月一日連合国宣言に署名した国家及び今次大戦に上記諸国と連合した国家を指摘した。しかしその後一九四七年八月四日 **SCAPIN** 第一七五七号及び一九四八年六月二十一日 **SCAPIN** 第一九一二号で国際連合加盟国を全部連合国と定義したし、その後本項が連合国及びその国民の財産、権利及び利益保護に他の覚書がないので、現在において連合国というのは国際連合の加盟国六〇ヵ国全部を言う。(大韓民国国民はここで特殊地位国人と規定された)
- 2, 財産というのは、貨幣、小切手、手形、地金、銀行預金、貯蓄**勘定**、**一切**の受債、または債務、普通の銀行家、仲買人、投資商社が**財投**する金融上の有価証券、預り証、社債、株券、債券、利札、銀行領収証、抵当証書、質札証券、留置権証書、その他担保の性質がある権利の証書、倉庫証券、船荷証券、信託証券、売渡証、その他原券、所有権、または債数の証拠、貨物買品、**問屋**、動産、手持ち在庫品、船舶、船舶の積荷、不動産抵当、売買同意書、土地**契約**、不動産及びこれに関する一切の権利債、地権、地代、**運務去来**、流通証券、**〇〇手形**、著作権保関料、帳簿上の貸借計定、鑑定書、特許権、商標権、著作権、また特対権及び商標権、著作権に係る契約書、許可書、保険証券、貴重品保管函またその在中品年金、共同計算計定、その他一切の契約等とした。(SCAPIN 第九二七号第二項)そしてこの財産権利及び利益の原状回復が一九四一年十二月七日を標準とした点と、日本政府の一九〇六年勅令第二四九号の意図に見て、日本の「敵産管理法」の施行が原状回復の要因になるもので、この点において一九三七年七月七日以後、一九四一年十二月七日までの財産また敵産の規定を受けない財産は、この認定外にあるようだ。

P45.七、韓国または韓国人と在日財産権に関する基本問題

問題になる韓国または韓国人の財産というのは、旧朝鮮総督府機関、その代理機関、或いは特殊法人または公益法人または韓国人として一九四五年八月九日或いは九月二日現在、またはその前に直接或いは間接でも、または全部或いは部分的に、所有または日本に不当取得された財産、または管理された在日財産を言い、またその種の財産権の内容を物権、債券等、一般財産権と無体財産を含むこととする。連合国日本の管理下において、韓国または韓国人の財産権問題は最も特殊な事情にあると言えるが、その中で連合軍最高司令部のその種の財産権取扱に対する様式に任せ一勿論本代表の見解と若干違う点もあるが、後日にこれを批評することにして、その法的根拠を若干考察しようと思う。

一般講和条約においてその種の財産権は、その所有者が勝利国人、敗戦国人または中立国人如何に従って、それに適合する取扱を受けるのは勿論だ。

- したがって本問題に関連する限りにおいて**まず**連合軍最高司令部管理政策下で確認されている韓国または韓国人の法的地位を検討した後に在日財産権に至らうとする。韓国は一九一〇年八月二十九日韓日合併条約締結後に国際法上その主権が消滅したのか、または停止したかとの問題に拘らず、最も現実的には一九四三年十一月二十七日「カイロ宣言」、一九四五年七月二十六日「ポツダム宣言」により連合国側につき、韓国人民に正義の政治と法律上の均等を回復させることで、自由独立の政治的基礎を樹立したが、一方在日韓国人に対しては一九四五年十月四日に「鮮放国民」と規定し、政治的または宗教的自由に対する利便を撤廃し、同時に一九四六年二月十九日には日本司法権による刑事判決に対する再審全権を付与する等、韓国

人の基本的人権を保護するようになり、その後一九四八年六月二日には近い内に韓国に正統政府が樹立することを**仮**想に、韓国を特殊国取扱をすることになった。この特殊国というのは、第二次大戦で創建した国家を言うのだが、その地位は勝利国の地位でもなく敗戦国の地位でもない、一種の中立国に近似した特殊国の地位である。一九四八年八月十五日大韓民国政府が正当に樹立され、米国をはじめとする五拾余カ国から国家承認を得ることで国際法上の主権を獲得、または回復するようになったのに従い韓国の在外使節団が設置されたが、一九四八年十二月二十七日頃には駐日韓国代表部も設置された。

P47. 前記特殊法上のまたは連合国間においての現実的法的地位は、単純な法律上として確立したものではなく、鮮放後五カ年間法的意義をおびた政治的事実が漸次充足されるにしたがって獲得するようになったもので、韓国内外の政治的融和性と背反性いわゆる二重的関係は、韓国の法的地位に対して特殊で微妙な性格をおびるようになる。かくのごとき韓国の法的地位は果たして韓国または韓国人の在日財産権取扱に、最も法定的法的意義と効果を付与しておりまたいるだろうと思料される。一般国際法の慣例または規定によれば、戦時中**戦闘**国は相互間の国内に所在する敵国または敵国人の財産は、押収または没収されるのが通例だ。なので第二次対戦中本所有は一九四一年敵産管理法(法律九九号)及び敵産として特別管理下に置き、売却または処分したのだ。連合国または連合国人の財産もまたこれ前記のごとく処分されたので、終戦以後講和条約において戦時中の処理に対する事後措置が問題になるものである。連合国の対日管理政策によれば、その種の財産権問題に関しては大略(一)連合国またはその国民(二)敗戦国またはその国民(三)中立国またはその国民、或いはその他**利害**関係国またはその国民、以上の三種目により取扱っているが、連合国またはその国民の所有だった在日財産は原所有者に返還措置を取扱ったしまたしており、中立国またはその国民のものは戦時中、何ら特別な損害を受けることがなかったので連合国側でこれを処分できないし、戦時中または戦後を通じて一般国際法によって保護を受けている。

P48. しかしこれに反して日本または日本人の海外財産は、連合国の日本に対する請求権範囲内で自由に処分したし、また処分することと認定された。

例えば終戦後在韓財産に対して全部押収または没収されたのは、これを意味する。その種の方針は第二次大戦対伊平和条約にだけでなく、第一次大戦後の講和条約でも見られる。連合国管理政策においては韓国人の財産権に関して特にその**権利**主体に関する種目は何ら明示されてないが、前で既述したように大韓民国を独立国家と認定し、中立国家に近似した特殊国地位を付与していることを根拠にして、本代表部がその種の財産権に関して、連合軍最高司令部と交換した外交交渉の内容を資料として、本件の基本性格を摘出しようと思う。

一般学説によれば財産の結合的要素を権利主体に求めるよう、本代表部が取扱った韓国または韓国人の在日財産をその所有別に区別すれば次のようだ。

一、韓国人または韓国人団体の在日財産

一九四五年八月九日または九月二日現在、またはその前に韓国人または韓国人団体、或いは会社が所有していた一般財産権は維持され、それと同時に戦時中制限を受けていた無体財産権も回復された。一九五〇年一月二〇日戦時中韓国人被動員者(軍人、軍属、徴用工または官公吏)の未清算分も支払いすることになったし、また戦没者のものも計定された。

P49. ○○○○○○**会社所有**の在日財産に関しては一九四九年一月十八日指令によっ

て清算しているが、最も注目されるは、この会社の日本人利権が一割以下になる場合にはこの財産は韓国人に返還され、日本人利権が一割以上になる場合には在日財産または在日支店の○生で在韓本社の負債を還した後、その残余財産は韓国人株主もその均等にその利益を受けるだろう。一方在日韓国人の法的地位はまだ未確定中にあるが、帰国者の資格を持つと同時に、在韓同胞と同じ地位を持つことになるので、その携帯財産に関して特別取扱○○○○になった。即ち一九四六年五月七日指令によって利沢を受けるようになった。一九四九年一月十八日または一九五〇年五月八日から一般外国人の携帯品以外に移事荷物残業用具も搬出することになった。

二、旧朝鮮総督府に隷属した機関に直接、または間接に管理された団体、または会社法人の在日財産

その種の所有権は、一九五〇年八月十八日になって決定することになったものだ。一般法理上団体の組織法内で保証する社員資格での享有権と社員の団体財産に対する物権的持分権という区別をできるなら、旧朝鮮総督府時代において日本民法第三十四条による公益法人は勿論で、法人資格ない社団の組織法によれば、その社団の財産はその社員

P50. の共有関係で成立するのではなく、含有関係で成立するものである。上で社員はその財産に対して持分権を請求できない。したがってこの在日財産または資産の構成を日本人社員のもを認定できない以上、その組織法の規定を十分に解決する場合には、その財産は韓国側に返還することが正当だと思料する。いかにこの社員権の存在様式はその団体の性質上、その団体の目的のせいで制限されるものであるが、一歩進んで見れば財産の結合的要素を、その団体の目的だけ公益性に置こうとした立法趣旨から出るものである。

三、特殊法人の在日財産

その種の財産は、その狡猾な金融的操作で日本帝国主義政策に直接協力した機関のものだったので、一九四五年九月三十日植民地銀行と戦時施設機関閉鎖に関する指令により旧東洋拓殖株式会社、旧朝鮮信託株式会社、旧朝鮮金融組合連合会、朝鮮米輸入協会、旧朝鮮銀行、旧朝鮮殖産銀行等は全部閉鎖させ、その資産は清算した後韓国賠償要求に充当させようと保管している。一九五〇年十月現在で前記各機関の清算状況を見ると、一般的に貸付に対する回収成績が良くないので、各機関の清算後の残余資産は次のようだ。

(一)東洋拓殖株式会社ただし十一月現在

P51. 残余資産 壹千五百九拾七万壹千七百四拾貳円五拾錢(日貨)

(二)朝鮮信託株式会社

残余資産 百参拾壹万九千八拾円七拾六錢也(日貨)

(三)朝鮮金融組合連合会

負債金 壹億参千九百五拾七万九千七百壹拾四円九拾錢也(日貨)

(四)朝鮮殖産銀行

残余資産 九千五百九拾八万貳千拾参円七拾錢也(日貨)

(五)朝鮮銀行

残余資産 拾億八千貳百四拾壹万五千壹百四拾七円参拾五錢也(日貨)

(六)朝鮮米輸入協会

負債金 四百拾参万参千八拾参円貳拾貳錢也(日貨)

四、不当取得または不法遺管された在日財産

その種の財産は、歴史的文化遺産も抱合されるかも知れないが、本代表部が実際取

扱った物は始まりだが、一九四三年八月九日現在で韓国水路にあった船舶—その船籍如何を問わず—は法令第三十三号によって韓国に帰属したにもかかわらず、同年八月九日以後に

- P52.** 今日まで不法に日本水路に入船した九十一隻に対して韓国政府が返還要求したが、結局立証が充分でないので三十九隻だけ韓国に返還された。連合軍最高司令部の本件帰属決定において注目するのは、船籍主義原則によるものではなく、その所在地主義原則によるものだ。一般学理上船舶を、英法では動産として取扱ったり、大陸法では不動産として取扱ったりの差異があるが、登記したものは同一で、一方登記の法的効果に比べて、その種の船舶の帰属は船籍主義原則により決定するのが妥当だと思料し、また第二次大戦後対伊講和条約にもその例があったので、一九四九年六月十三日第一回船舶会議で本代表部は船籍主義原則を主張したのである。当時連合軍最高司令部当局は日本人利権が一割以下になる該当船舶会社の船舶は全部韓国に返還するという妥協案を提示したことがあったが、これは対日講和条約において「トリメスト自由国」に所在した本社に所属した船舶は全部トリメスト自由国に帰属させるのとは大きく違う距離があると思料される。

五、旧朝鮮総督府機関所有在日財産

その種の財産は、韓国においては法令第三十三号により韓国に帰属したが、在日財産に対しても、その所有権が確認できるのか、できないのかの問題は、その性質上連合国の対日賠償政策如何にかかっていると思料される。

- P53.** 追証 韓国の対日確定債券

その種の財産権は、その成立した事情に照らして、日本敗戦と関係なく確定された債権なので、対日講和条約締結成立前にも充分に要求できるが、その内容を登記ここに追記する。

(一) 日系通貨

1. 日本銀行券小額紙幣及び日系通貨

(二) 日系有価証券

1. 日本国債
2. 日本公債
3. 日本政府保険証券
4. 日本一般証券
5. 中国満州国内の日系公債及び株式
6. その他流通証券

(三) 上海貨

1. 上海仏貨

(四) 保険金恩給その他未収金

1. 保険金
2. 恩給
3. その他未収金

- P54.**

(五) 通信関係特別計定

1. 為替貯金及び歳入歳出金総予算による韓国取得計定
2. 貸借決済基準日次後太平洋司令官布告第三号による韓国取得金
3. 朝鮮簡易生命保険年金関係韓国取得金
4. 郵便収入
5. 電信収入

6.電話収入

7.雑収

8.万国郵便連合総理局維持費

前で既述したように韓国または韓国人の財産権取扱において注目すべきは、日本または日本人の海外財産権は制限または否認されるのに対して、韓国人の在日財産は積極的に私有財産権が保護されているという点においては、敗戦国の地位とは大きく差異があり、同時に第二次大戦中戦時国際法上連合国民の財産として認定された日次、即ち一九四一年

P55.

十二月七日現在で韓国は国際法上の権利能力がなかったし、また日本は韓国人の財産は敵産として取扱わなかったので、特別な侵害は受けなかったという点においては、中立国の地位と同一だ。しかし日本帝国主義的な消搾取と圧迫から解放されるようになり、その正当な財産権を回復または取得しただけでなく、一割以下日本人利権と競合する会社の財産は韓国に帰属する点においては中立国地位とは違い、また一方連合国地位と近似していると思料される。要するに韓国または韓国人の在日財産権取扱様式とその根拠は、韓国の特殊性に沿った経済的解放を意味すると同時に、韓国の特殊国地位に従って実現したし、またするだろうと言える。

(一九五〇年十一月十五日)

[参考]

一、連合軍総司令部覚書

連合国と友好関係にある諸国及びその国民の財産保護に関する覚書

一九四五年九月二日 SCAPIN 第三九号

金融去来統制に関する覚書

一九四五年九月二日 SCAPIN 第四五号

解放団体に所属する財産処分に関する覚書

一九四八年三月一日 SCAPIN 第一八六八号

一九四八年十二月三十日 SCAPIN 第一八六八号/I

P56.

一九四九年三月二十五日 SCAPIN 第一八六八号/II

一九四九年七月二日 SCAPIN 第一八六八号/III

一九四九年八月十八日 SCAPIN 第一八六八号/IV

外国為替及び資産関係事項報告に関する覚書

一九四五年一〇月六日 SCAPIN 第九六号

一九四八年一月二五日 SCAPIN 第九六号/I

外国為替及び資産引渡しに関する覚書

一九四六年十一月二十九日 SCAPIN 第一三六八号

日本国外在住者が所有または管理する在日財産去来に関する覚書

一九四五年十一月十四日 SCAPIN 第二八〇号

全 上

一九四七年八月二十八日 SCAPIN 一九四七年八月五日

◎旧日本占領地に本社を持つ会社及び個人の日本国内所有財産処分に関する覚書

一九四九年一月十八日 SCAPIN 第一九六五号

一九四九年三月八日 SCAPIN 第一九六五号/I

一九四九年六月一日 SCAPIN 第一九六五号/II

一九四九年八月二日 SCAPIN 第一九六五号/III

- P57.**
- 一、連合国及びその国民所有在日財産保金強化に関する覚書
 - 一九四六年十一月五日 **SCAPIN** 第一五七〇号/I
 - 一九四九年七月一日 **SCAPIN** 第一五七〇号/II
 - 一九四八年四月二二日 **SCAPIN** 第一八八〇号
 - 二、**MGIK** 法令
 - 日本陸海軍財産に関する件
 - 一九四五年九月二八日 法令第四号
 - 法律効果存廃に関する件
 - 一九四五年十月九日 法令第一一号
 - 一九四五年十一月二日 法令第二一号
 - 韓国内にある日本人財産権取得に関する件
 - 一九四五年十一月六日 法令第三三号
 - 三、大韓民国法令
 - 憲法第一〇〇条
 - 四、旧政令
 - 朝鮮にある法令の効力に関する件
 - 一九一〇年八月二九日 制令第一号
- P58.**
- 五、日本政府
 - 旧日本政府占領地域に本店を持つ会社の本邦内にある財産
 - 一九四九年八月一日 日本政令第二九一号
 - 整理に関する政令
 - 全上施行に関する命令(法警府(務省?)令 外務省令 大蔵省令 厚生省令 文部省令 通商産業省令 運輸省令)
 - 一九四九年八月一日 日本政令 各第一号
 - 六、第一次大戦後
 - 対独講和条約 第一九六条 第二九七条
 - 対オーストリア講和条約 第二四九条 第二六六条(休戦条約後の税金)
 - 対ハンガリー講和条約 第二三二条以下
 - 第二次大戦後
 - 対伊講和条約 第七八条

[参考] 制令

先に述べたようにこの政令は無権代理の命令なので無効だ。しかしここで明白にしようとするのは、政令中追認した部分の法的効力が日本法令と抵触時の解釈及び援用に錯誤が生じ易い理由から

- P59.**
- この両者の関係を明白にしようとする。政令が無権代理の命令なゆえに、これを追認する正当な権利者は大韓民国である。したがって大韓民国が大韓民国の利益のために追認することで法の効果を持たせ、法規範囲の淵源は大韓民国にあるので、日本の法令とはその形式の如何を問わず全く違う法体系下にある。再び制令が日本の軍事大権者である大元帥の命令だからと、包括的に本法規は〇〇〇〇無効であり、それでも軍政官の命令である制令と日本の法律とは本質が違う。即ち具体的に全然違うので全然別個の法規〇〇力を持っている**MGIK**の体系時の米軍政長官の命令でも、**MGIK**法令と米国法令が同一な体系とは言えず、**SCAP**の指令室である〇占対日本〇〇〇米法令と同一な体系とは言えないのである。このように明瞭に制令と日本法令が相違な

のにもかかわらず、SCAP 覚書及び方針と日本法令の衝突において、同一体系と考える傾向があり、特に船舶問題において所在地主義問題がしたこともこのような点に起因したものだ。これにおいて所在地主義問題でないことも、こんな点に起因したのだ。

八、確定債券

確定債券に関連する法的理論で論議される点は少ない。ただ債券発生時と現在請求時の間に、日本の貨幣価値の変動が多いので、この点の調整方法を下のように規定する。債権発生時と請求時の一般生活必需品物価指数の比率を主にして、再び日本の法令給与設立財産の評価、税源再評価等の規約を参酌して請求額を定める。そして勿論法定利子を加算する。確定債券の清算は対日講和条約前に完結することが、全ての点において

P60. 有利なのでこれに当たり、駐日代表部と SCAP の間にこのようなイシュー、メントを喚起させるようにする。

九、その他特殊な要求権

A. 一九四五年八月九日国内で日本官吏の不正行為で発生した損害、韓日合邦条約自体が無効だという大前提を承認したとしても、独立した請求権として日本のポツダム宣言受諾後の不法行為から発生した損害は補償受けなくてはならない。

即ち一九四五年八月九日以後日本官吏の統制内で、作為及び不作為で発生した一切の損害と積極的損害(消極的損害)は、ポツダム宣言第八及びカイロ宣言の中「日本国は暴力及び貪欲で日本国が略取した一切の地域で駆逐されなければならない」という条件を受諾したことで負荷された、善意の管理者の義務履行の責任から発生する総〇責任である。

再びこの問題に関して一九四五年八月九日以後ではなく一九四五年九月二日 GHQ の一般命令第一号第十二項及び全九月三日命第二号第一部一部六及び第四部「資源」で海外日本管理の義務を規定したので、一九四五年九月二日以後の責任が〇進〇するという異論もあるが般道義的立場だ。再び官吏及び官公署の経費は韓国国民の税金だ。韓国が独立するという宣言を受諾した後に、韓国国民の税金である一般及び特別会計に損害を与えたことは当然不作為行為だ。したがってその機能停止の命令如何を問わず、日本降伏を意思表示した日以後の責任日時に〇〇して受ける。

P61. 一九四五年九月二日 GHQ 一般命令第一号
一九四五年九月二日 GHQ 命令第二号
一九四五年九月七日 太平洋米陸軍司令官令第三号
一九四五年九月無電 SCAPIN 第四四号
一九四六年九月無電 SCAPIN 第一二七号
一九四六年〇月〇密 SCAPIN 第三四八号
一九四五年十二月六日 MGIK 法令第三三号
一九四六年五月七日 SCAPIN 第九二七号
一九四七年二月十日 対伊講和条約第一付属書第三第四付属書第二条第六

B. 恩給

戦争の結果で国籍の地位が変更された者(文官及び武官)の、前国籍国から受けた恩給及び支給期日未到来の恩給受領権に関して、第一次大戦後と第二次大戦後の動勢といえ、第一次大戦後には対オーストリア講和条約第二一六条及び対ハンガリー講和条約第二九九条第四に原則的に同(前?)国籍国家の文官恩給または軍人恩給金の受取者で、条約により前国籍国以外の国民と規定されるか、または他の国民になった者は、自己恩給金を旧国籍国政府の請求〇〇〇とし、例外として

対独講和条約第六十二条のアルサスローレンヌに関しては「領土協議録は一九一八年十一月十一日までアルサスローレンヌ地方で権利を取得し、その支出がドイツ帝国の予算

P62. から負担していた軍人及び非軍人はこの受給費を負担〇〇〇〇対独講和条約第六十二条でフランス国民だったアルサスローレンヌ人の恩給支払責任をドイツ政府が負担することになり、対ポーランド国及び対チェコスロバキア国に関しては各々第 92 条第 86 条で「領土割譲〇分割の結果としては一切の問題として本条約により決定不確実な点は後日終戦以後決定する」として関係国間の協約に一任した形式を取った。

しかし第二次大戦後の対伊講和条約では私有財産及び請求権の保護に一步前進し、同条約第二付属書の第八項の三リエステ地域及び第十四付属書の第八項のその他割譲地域等において「イタリア国は本条約で継承国国籍を取得した者がイタリア国の国家市その他地方住民〇席に勤務することで、本条約〇〇〇日まで受けた文官及び軍人の恩給だけは、支払期日未到来の恩給受領権の支払を継続して受けなければならない。この責任遂行の義務を確定する協約は別に継承国とイタリア間で締結しなければならないし、また規定して第一次大戦後より個人の権利保護をそのまましている。

したがって韓国人として日本政府に要求できる権利に関しても以上のような見地から要請するだろう。

一〇、在日韓僑の国籍及び居住権（抄）

現在日本国内に約六十万人の韓僑が居住しているので、この既得権はとても大きいものである。この既得権保護には国民的見地から深く考察する必要がある。

P63. (一) 在日韓僑の法的地位

在日韓僑は勿論大韓民国の国民なのだが、即ち大韓民国の国籍を持ったと主張できるのではない。これは日本の学者がどんな理論をくっつけようとしても動かせない事実だ。だから在日韓僑が法的地位の効果において色々何問題が山積している。

第一に SCAP 側がその覚書において、米英法の現実的具体的妥当が、一定な系統的で画一的な大陸法思想が多い処、一般学者に完全な理解と援用を遅延させている。即ち SCAP 覚書には在日韓僑を連合国人としたし(一九四七年五月十五日 SCAPIN 第一六七九号非日本人(Non-Japanese)ともしたし、再び一九四八年六月二十一日 SCAPIN 第一九一二号(同一のもので一九四七年八月四日 SCAPIN 第一七五七号)で特殊地位国人(Special Status Nations)と規定して、オーストリア、セイロン、フィンランド、イタリア、ラトビア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、リトニア、ハンガリー(重複)、十一カ国と同じに取扱っている。

そして特殊地位国というのは連合国、中立国、敵国、またアルバニア国のように地位未定国とされた国を指称するとした。これは SCAP の覚書に「連合国とは国際(UN)加盟国家を言う」、この覚書により在日韓僑の総括的立場は鮮明だったが、韓僑に関する一般覚書は具体的に大韓民国国民と規定したのが多い。

その次に日本政府の態度を見ると、一九四六年一月二十九日 SCAPIN 第六七七号の「若干地域の政治上行政上日本から分離するに関する覚書」による選挙法改(正)において選挙参与権は衆議

P64. 院参議院各地方自治法等に「戸籍法適用者に限る」という規定だ。外国人登録令に「朝鮮人は当分間外国人とする」とし、より一層奇異なのは一九四九年三月十五日政令第五十一号の「外国人財産取得に関する政令」第二条一の但書には「一九四五年九月二日」に日本国籍を持ち、またその日以後継続してこの政令の施行地域に居住した者」として、在日韓僑を指摘している。

現在の韓僑は一九四五年九月二日までは日本国籍を持ち、またこの国籍の離脱は大韓民国の樹立や、駐日代表部の国籍証明書(国民登録)交付如何を問わず、講和条約発効時まで未確定という態度を主張して(国民登録実施後である一九四九年十二月一日の外国人登録令改正時にもこれまた当分間という用語の変更がない)おり、その反面一九五〇年七月一日改正日本国籍法で帰化条件には韓僑の帰化制限を目的とした特異な一項目(第四条の第四号)を規定しており、日本政府の意図は在日韓僑の追放は国際条例の通念である「国籍選択と退去問題」に規定し、講和条約時に国籍保持を主張すれば最悪の場合でも、居住移転(退去)の効果だけを得ようとするのに過ぎない。

第三に駐日代表部の態度は完全な一貫性を持たずにいる。最初には自動的に国籍回復した全居留民を連合国民としての地位獲得に努力したが、その前提条件である国際行政各体である僑民に対して、政治的・法的に在外国民保護の権限が確固としなかったが、一九四九年六月「在日外国民登録」の施行で漸次好転している。国民登録の有無が韓国国籍の有無を根本的に左右したのではなく、既に韓国国籍の機能を復旧した韓僑の第三者に対する証明書であると同時に、居住許可の黙認を表示するものなので対日

P65. 講和条約前にこの登録の完遂を期している。駐日代表部は対内的には別問題だが、対外的には本国に戸籍を持つ者、及びその妻、または大韓民国になろうとする国籍回復可能者は全部大韓民国国民として保護する。

(二)被征服被併合国家の独立と旧支配国内に居留していたその国民の居住移転に関する問題

被征服被併合国家の国家主権回復といっても、その解放国家自体の歴史的事実と支配国家との感情、または政治的理由から旧支配国内にいた自己国民の居住権問題が色々ある。

フィリピンの独立は政治的・歴史的意味において、ベネズエラ、エクアドル独立(一八一九年)はスペインの居留民が極小だったので、エル(一九三七年)、ビルマ(一九三七年)、インド及びパキスタン(一九四九年)の独立は英国の政策において、旧支配国内に居住していた居留民の居住移転権問題がなかった。特に上記各国の独立は平和裏の主権回復で、また軍事的・政治的に同じ歩調を持っていた。

その次に一九〇〇年のパラグアイ、一八二四年のペルー、一八二五年のボリビア等の分離独立は戦争の結果でなされた独立だ。旧支配国内に居留民の数が殆どなかったのでこの研究対象にはならない。

(また一九一九年六月二十八日のポーランド独立、一九一九年九月十日ユーゴスラビア独立、一九一九年九月十日チェコスロバキア独立がある)

P66.

a, ポーランド国

ポーランドはドイツの敗北で独立し、対独講和条約にも条約参加国になった。ポーランド国民になる人でドイツ国内に居住している人は「ドイツ国民として」という規定下で国籍選択権を行使させて、ポーランド独立回復に従った自動的国

籍回復の効果を付与しなかった(同九十一条第三項第二)そしてポーランド国籍を選択した者は「その権利を行使した日から十二ヶ月以内にポーランドに住所を移転できる。ということはこの条約の特殊な規定だった。しかしその後ドイツとの他の協定で「移転しなければならない」という結果になった。またドイツと同じ立場にいたオーストリア国も一九一九年九月十日平和条約で国籍選択権を付与し、その権利を行使した者の住所移転を十二ヶ月以内とした。

b, ユーゴスラビア国(セルブ クロアート スロベニア国)

一九一九年九月十日対オーストリア講和条約で、オーストリア国内に居住しオーストリア住民資格を持つ者でセルブ クロアート スロベニアの各語を使用し、ユーゴスラビア国民になりたい者に国籍選択権を与え、前者と同じ権利行使した日から十二ヶ月以内に居住移転をさせた(第八十条)(一九一九年十一月二十七日対ブルガリア講和条約第四十条)また一九四七年二月十日対伊講和条約第二十条にも上の両者と同じ規定があるが、居住移転に関しては「イタリア政府がその移転を要求できる」とし、上記両者より緩和された。

P67. c, オーストリア ハンガリー帝国

一九一九年九月十日対オーストリア講和条約第八〇条、一九二〇年六月四日対ハンガリー講和条約第六十四条により上記連合国と同じだが、ただ「居住移転は「必ず移転しなければならない」とした。

即ち上記〇〇を見れば支配国の国籍を持っていた、或いは住民資格を持っていた者は自国と外国が〇主権〇〇になった時でも、一旦支配国国民の資格として、これに沿って居住移転が、その国籍選択の結果として施行されている。

(三)在日韓僑の国籍問題と居住移転問題

在日韓僑は最初から最後まで、即ちどの瞬間にも日本国籍を取得したことはなかった外、旅券及び海外において日本の外交権下にいる時にも一括した保護籍程度だ。ただその機能だけを三十六年間停止させられていて、日本敗戦で自動的にその機態(能)を發揮させたので、在日韓僑に関して国籍選択云々その法的根拠が薄弱だ。ある者は一九四六年三月六日 SCAPIN の在日韓僑登録で帰国の意思を抛棄したので、日本に永住する意思〇日本国民になるという意思表示として日本国籍者としたが、居住と国籍取得の因果関係を、ただ帰還を速くできないと意思表示に必要以上の重点を置くということは、理論的矛盾だ。特に一九四六年以後帰国しない理由のひとつには、携行できる財産の制限が甚だしかった原因が多い。

在日韓僑の居住移転を要望するのは、日本政府の一貫した考えだ。即ち政治的意図から発

P68. 生した選択希望を国際法上で妥当化するために、色々努力をしている日本の現状から推してこの問題は、国籍選択を固執して最悪の場合としても相互主義を主張して一般外国人の生活無能力者、犯罪者、その他防共陣営強化に反対した者、等々の他律的帰国を要請するものだ。考えてもあるSCAPの一部態度もこんな点を示唆している。上でも若干の条約先例を簡単に説明したが、まだ在日韓僑の多くの立場、特にその数の多量と、五ヵ年という長久な占領期限という特殊な事情下で講和条約に対する先例がないので、大韓民国としては在日韓僑の居住自由権獲得を主張することで新しい先例を作成するだろう。そのような意味からわれわれは内的に国民登録の完遂に努力し、再び日本法令である「外国人登録令」の運営に「大韓民国国籍」の確認を至急実現させるように、一方犯罪者、生活能力ない者、その他の本国送還という国際道義を守ることで、一般僑胞の居住権を保護し

なければならない。

即ち条約先例が国際法理論としては、相互主義以外に自己国民を外国に居住させる自由がないので、この点は抜本的に解決しなければ困難だ。特に韓国の全領土から日本人を退去させたカイロ宣言の実践が完了した点と、一九四五年八月十五日以後在日韓僑の一時興奮と、その後一部赤色分子の反社会的行動が、日本人は勿論SCAP自体にまでそれ程良くない印象を与えたことから、対日講和条約の中に在日韓僑の居住自由権を確定できなければ、韓僑の立場はより困難な状態に至り易い。

(四)参考

P69. A 領土割譲の先例が本項において至極適合な参考ではない。一般移転問題の参考に、領土変更即ち割譲地または分離独立ちとして、居住移転(退去)事務は免除しようとする何の規定もない条約先例は次のものだ。

一六六二年	ベトル条約(伊・端西間)	第三条
一八四六年	モンテビデオ条約(スペイン・ウルグアイ間)	第八条
一八四八年	米・メキシコ平和条約	第九条
一八七五年	樺太・千島交換条約	第五条
一八七七年	サン・ハルテッミ還付議定書(仏・端典間)	第二条
一八九八年	パリ平和条約(米・スペイン間)	第九条
一九〇四年	英・仏間条約	第七条
一九〇五年	ポーツマス条約(日露間)	第一〇条
一九〇九年	間島に関する条約(日清間)	第三条
一九一九年	ベルサイユ条約	第九十一条
一九二二年	上部セレザ地方に関する条約	第三十三条
一九四七年	対伊平和条約	第三〇、三六条

P70. B 現在日本内に居住する外国人の数 (一九四八年七月三十日現在)

○南	二人	アラビア	三人
アルゼンチン	二十人	アルメニア	四人
豪州	五十二人	オーストリア	三五八人
ベルギー	三十一人	ブラジル	一三六六人
ブルガリア	二人	ビルマ	四人
カナダ	五六七人	セイロン	一人
チリ	一人	ベトナム	二〇人
中国	二〇、四二一人	キューバ	七人
チェコ	二七人	丁株	二四人
エジプト	四人	英国	四七三人
エストニア	一人	台湾	一四、五五八人
フランス	三四六六人	仏印	一二人
ドイツ	七二八八人	ギリシャ	一八八人
グアテマラ	六人	オランダ	二三一人
ハンガリー	四四八人	インド	一三二二人
インドネシア	一七三三人	イラン	五人
イラク	四人	アイルランド	三二人
イタリア	一九八八人	韓国	五九一、四一〇人
レバノン	一人	リトアニア	二人

P71.

ルクセンブルク	七人	セレー	一〇人
メキシコ	三一人	ニュージーランド	三人
ノルウェイ	六人	パナマ	一人
ペルー	一一五人	フィリピン	二八六六人
ポーランド	五五人	ポルトガル	一七四人
ルーマニア	三人	サルバドル	一人
シヤム	五二人	スペイン	一二五人
スウェーデン	四三人	瑞西	八一人
シリア	一八人	トルコ	三二八人
ビルマ	一二人	ウルグアイ	四人
米国	二、三六四人	ソ連	三三八八人
白系ロシア	三四三人	ユーゴ	一二人
無国籍	五七九人	計	六三五、一四二人

P72.

C 在日韓僑で日本政府の生活補助金を受ける貧困者

D 在日韓僑で失職者 (一九五〇年三月現在)

E 在日韓僑犯罪数 (一九五〇年三月現在)

	(男)	(女)	計
未決収監者	二、三五六名	六七名	二、四二三名
既決収監者	七、一〇一名	三二名	七、一三三名
総計			九、五五六名

F 在日韓僑企業者

五〇万円以下 五三、三七一 五三、三二一 〇〇 — 一〇〇〇

五〇万円— 一、〇〇〇万円 四、四七三人

一、〇〇〇万円以上 一九九人

計 五五、〇二三人

一一、領土問題

P73.

間島地方はわが国の領土である。この領土権に対する韓清間の紛争は永く続いたし、特に一八九一年四月両国勘昇使が会寧で会談中、清使〇〇〇西頭水を国境に要求したこともあるが、元来西暦一七一二年建立の白頭山の韓清定界碑に「西為鴨緑東為土門故於分水嶺上勤石為記」として図満江上流の土門江が国境であることを明示したし、再び「北為要選」には「中間講形想窄土岸対立如門看指之也」とし、土門江の形状を記録しているので、土門というのは嶺吧兩哈(ハルピン)から出発した土門子、五虎頂子、老頭講、局子街に流れ葦子河下流と合流して図満江に合流する河を言うのは歴然としている。

ところでこの間島に関する領土問題を一九〇九年九月四日、日本人伊集院彦吉と清使梁敦彦全権が北京で締結したいわゆる「間島に関する協約」で、石乙水を国境画定するという声明を発表したが、これは有史以来他国の領土を自分の好き勝手に画定した例がない。この間島に関する協約には、全日全時に締結された「満州五案件に関する協約」で、日本が取得する新法鉄道のために大石橋営口支線京奉線延長等の鉄道利権と、撫順及び煙台炭鉱採掘権獲得の代償として、わが国の領土を責却した盗取行為である。われわれは対日講和条約でこの失地を回復し、このような不法条約の無効を宣言する。

P74.

b, その他辺境島岐

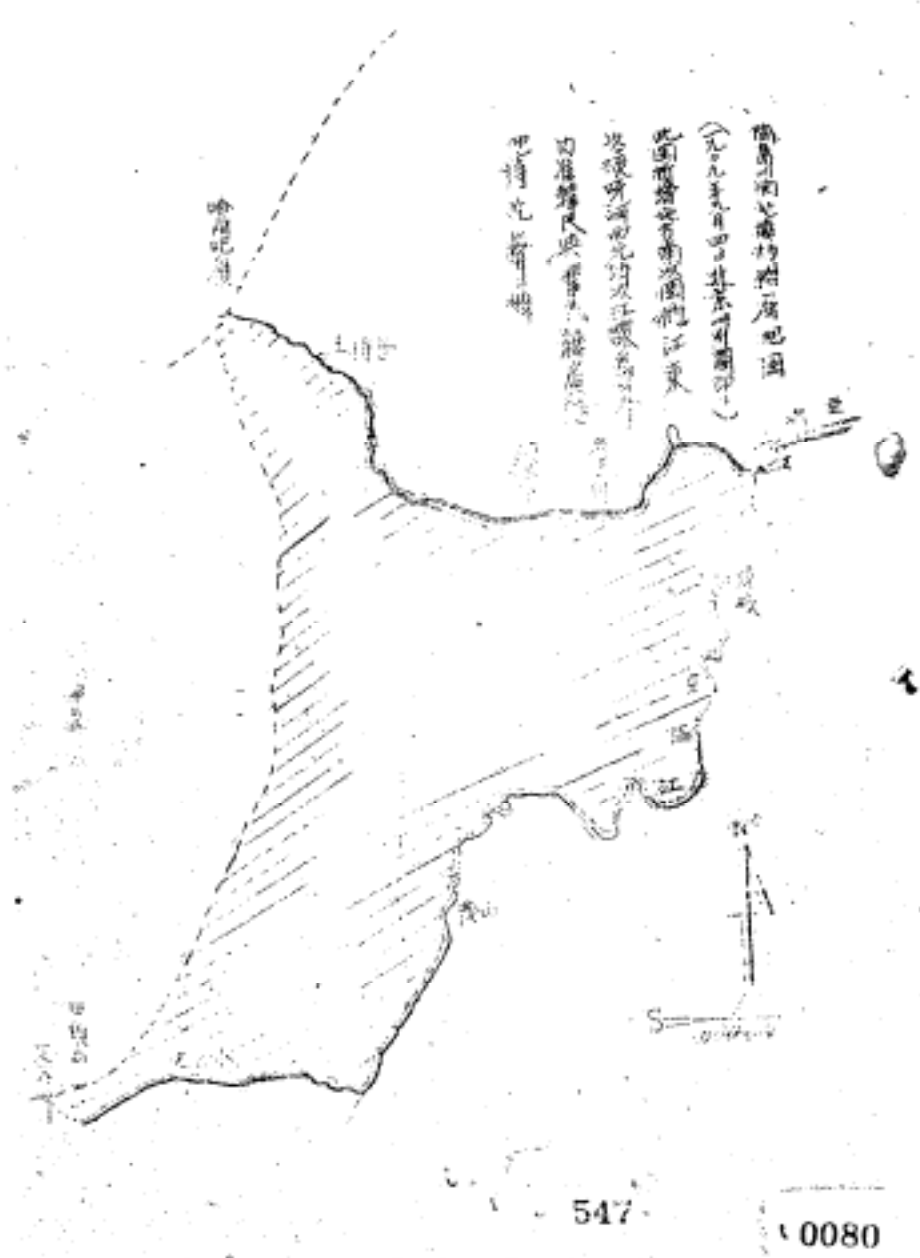
一二、対日講和条約の政治項「韓国章」及び付属書 (草案)

略
一三、中心になる連合国と韓国間の条約
略

(草案)

P75.地図 間島に関する協約附属地図
(一九〇九年九月四日北京で調印)
この図折絵地方南次図們江東
次強(晩)呀河西北均次江線為界
内准韓民典常民雜処態
地特記済○集

ハルピン嶺 土門子 ○○○ 局子街 豆満江
穩城
豆満江
白頭山 石江水 茂山
至義州



547

0080